

第10章 危険物等事故災害対策

第1節 危険物等事故災害予防計画

【関係機関】 県（◎防災局、総務部、環境局、福祉保健部）、県警察（警察本部、警察署等）、消防本部、関東東北産業保安監督部、市町村、第九管区海上保安本部、危険物等取扱事業者

1 計画の方針

(1) 基本方針

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品及び放射性物質（放射線発生装置を含む。以下同じ。）（以下「危険物等」という。）に係る災害について、これらを取り扱う事業者（以下「事業者」という。）による自主保安対策及び行政機関による予防対策の方針を示す。

(2) 各主体の責務

ア 事業者は、法令に定める保安措置を講ずるとともに、適切な保安体制を維持し、危険物等を取り扱う施設（以下「危険物等施設」という。）の従業者に対する保安教育及び訓練の徹底等により、災害発生の未然防止を図る。

イ 県及び消防機関は、危険物等施設の災害に対する安全性に関し、関係法令の規定による基準に適合した状態を維持するよう指導する。

(3) 積雪期の対応

事業者は、積雪、なだれ又は融雪による危険物等施設の損傷を防止する措置を講ずる。市町村及び事業者は、除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保する。

2 事業者の役割

(1) 共通事項

ア 災害発生時の消防、警察等の関係機関及び関係事業所との連絡体制の確保を図る。

イ 従業者に対し保安教育を実施して保安意識の高揚と保安技術の向上を図る。

ウ 初期消火訓練等を定期的の実施するとともに、災害発生時の初動における訓練の徹底を図る。

エ 災害発生時の被害の極限化を図るため、防災資機材の整備・点検に努める。

(2) 施設別の事業者の役割

ア 危険物製造施設等

事業者は、保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講ずるとともに、自衛消防組織の育成、事業所間相互の応援協力体制の確立、従業者に対する保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止を図る。

危険物取扱事業所は、自衛消防組織等の体制づくりや活動要領を定め、消火及び通報・伝達訓練を定期的の実施するとともに、初動におけるヒューマンエラーの防止のための訓練を実施し、災害時に迅速な対応が図られるよう努める。また、危険

物取扱従事者等の人材及び防災資機材等について近隣及び関連事業所等と相互に応援が図られるよう、対応要領を定める等体制整備に努める。

イ 火薬類製造施設等

事業者は、保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講ずるとともに、従業者に対する保安教育及び訓練の徹底により災害の未然防止を図る。

製造事業所（新潟県内は煙火製造事業所のみ）は製造実態を考慮した保安体制の整備を図り、危害予防規程の修正等を行う。

ウ 高圧ガス製造施設等

事業者は法令に定める技術基準等を遵守するとともに、危害予防規程等を整備し、災害時の安全体制の確立を図る。また、その従業者に対して保安教育を実施し、保安意識の高揚と保安技術の向上を図る。

事業者は、災害発生時に迅速な対応を行うための自主防災活動組織の体制整備を行うとともに、より実践的な防災訓練を実施し、また、関係機関及び他の高圧ガス取扱事業所と災害時の連絡・協力体制の確保を図る。

エ 毒物劇物貯蔵施設等

事業者は、毒物及び劇物取締法の基準を遵守し、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講ずる。また、毒物又は劇物の取扱実態を考慮し、危害防止規定の制定及び改正を行うとともに、適正な危害防止対策を実施する。

オ 有害物質取扱施設等

事業者は、大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の基準を遵守し、有害物質の流出等による災害の未然防止を図る。

また、流出等の事故が発生した場合の緊急措置及び関係機関への連絡通報体制を定めると共に、従業者への周知を図り、あわせて保安教育及び訓練を行い、災害の未然防止を図る。

カ 放射性物質使用施設等

事業者は、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等関係法令に定める障害防止のための基準を遵守し、従業者への保安教育及び訓練を徹底し、災害の未然防止を図る。

また、放射線障害防護機材や汚染防止用具等の非常用機器材を整備すると共に、非常時の行動基準、関係機関への連絡体制等を整備し、従業者への周知を図り、あわせて保安教育及び訓練を行い、災害の未然防止を図る。

3 県の役割

(1) 共通事項

ア 関係法令に基づき、危険物等施設を把握すると共に、それらの施設に対し立入調査等を行い、技術上の基準に適合するよう指導する。

イ 危険物等の取扱者に対する法令に基づく講習を実施し、保安に対する意識と技術の向上を図る。

(2) 施設別の県の役割

ア 危険物製造施設等

県は、危険物製造施設等に対し、消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するよう立入検査を実施し、指導するとともに、現行基準が適用されない危険物施設についても見直しを図る等現行基準に適合するよう指導する。

また、消防機関、（公財）新潟県危険物安全協会の協力のもとに、危険物取扱事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物施設保安員、危険物取扱者等に対し、保安に関する講習会等を随時開催し、危険物の自主保安体制の確立に関する指導、啓発に努める。

イ 火薬類製造施設等

県は、火薬類の製造、販売、貯蔵、消費等を行う施設等に対し、火薬類取締法の基準に適合するよう指導する。

また、（一社）新潟県火薬類保安協会が開催する火薬類製造・取扱保安責任者講習会に協力し、保安意識の高揚と保安技術の向上に努める。

ウ 高圧ガス製造施設等

県は、高圧ガス取扱事業所に対し、法令遵守の徹底を指導するとともに、災害時における保安体制の確立に関する指導を行い、高圧ガス取扱事業所が法令に定める技術基準に適合し、その基準を維持するよう、立入検査等により指導を強化する。

県は、高圧ガス取扱事業所の保安係員、業務主任者等に対し随時講習会等を開催し、法令遵守、災害時に対する保安体制の確立に関する教育を行う。また、（一社）新潟県高圧ガス保安協会、（一社）新潟県LPガス協会、新潟県冷凍設備保安協会（以下「高圧ガス関係協会」という。）が行う高圧ガス取扱事業所の保安係員、業務主任者等に対する保安教育等の講習会に協力する。

県は、高圧ガス取扱事業所に対し、具体的な災害想定に基づく、より実践的な防災訓練等の実施について指導する。県は、高圧ガス関係協会に対して、災害発生に備え、高圧ガス取扱事業所の要請により応援、協力できる体制を整備するよう指導する。

エ 毒物劇物貯蔵施設等

県は、毒物劇物営業者及び毒物劇物業務上取扱者に対して、次の事項を指導するとともに、届出を要しない毒物劇物業務上取扱者のうち、毒物劇物を大量に取扱う者の把握に努める。

(ア) 毒物劇物営業者及び届出を要する毒物劇物業務上取扱者に対する指導

毒物及び劇物取締法に基づく立入検査等を実施し、適正な取扱いについて指導するとともに、毒物劇物の貯蔵状況、危害防止規定等を確認し、対策又は改善が必要な場合は、整備、補強等を指示する。

(イ) 届出を要しない毒物劇物業務上取扱者に対する指導

届出を要しない毒物劇物業務上取扱者の実態把握に努め、適正な取扱いについて指導するとともに、立入検査の実施、研修会の開催など指導の強化を図る。

オ 有害物質取扱施設等

県は、水質汚濁防止法、大気汚染防止法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく立入検査を実施し、有害物質の流出及び地下への浸透の防止等を指導する。また、水質汚濁防止法、大気汚染防止法に基づく事故時の措置及び報告の遵守の徹底について指導する。

県は、届出を要しない有害物質取扱事業場等の把握に努め、それらの事業場に対し有害物質の公共用水域への流出、地下への浸透等の防止対策や事故時の関係機関への連絡等を指導する。

カ 放射性物質取扱施設等

県は、放射性物質取扱施設（医療機関）に対し医療法第25条第1項に基づく立入検査を行い、医療法施行規則「第4章診療用放射線の防護」の章の規定を順守するよう、検査結果に基づき指導するとともに、施設管理者が空間放射線量の増加と空气中或いは水中での放射線による人的災害の防止のため適切な措置を講じるよう指導する。

(ア) 実施すべき具体的措置

a 放射線施設

(a) 放射性同位元素汚染の拡大防止のための開口部や配管、配線の被害防止対策等

(b) 放射性同位元素の室外漏えい防止のための措置

b 放射線施設内設備

(a) 線源収納部の浸水、転倒、移動、落下の防止措置

(b) 治療用線源、CT（コンピューター断層撮影）装置などによる治療中、診断中の場合の過度の照射対策等

c 放射性同位元素保管容器類

(a) 放射性同位元素収納容器、廃棄物収納容器類の接触、転倒、落下防止対策

(b) 放射性同位元素廃液容器の破損防止措置

(イ) 非常用機器材の整備

a 放射線測定機器、放射線被ばく防護機材、汚染防止用具類、消火器類等の整備等

b 非常用電源類の整備

(ロ) 放射性同位元素等の管理

緊急収納用の運搬可能な鉛容器等の準備等

(ハ) 通報連絡、情報収集体制の整備

消防署等関係機関との協議、連絡体制の確立等

(ニ) 行動マニュアル類の整備

a 立入禁止区域、使用禁止、停電時の対応措置等のマニュアル化

b 消火方法の要点明示と汚染拡大しない消火方法の表示

(ホ) 防災教育

a 防災計画概要及び基本姿勢の周知

b 非常用機材の種類、作動原理、使用目的と効果の周知

(ヘ) 防災訓練

避難訓練、通報訓練、点検訓練、措置訓練を規模、形態に応じて定期的に行い徹底を図る。

(ニ) 定期点検

a 放射線施設の建物についての耐震診断の実施

- b 非常用機材の作動点検、有効期間を配慮した措置
- c 廃液貯留槽内での量、濃度点検、漏水検査等

4 市町村の役割

- (1) 危険物等施設の設置状況の把握
- (2) 市町村地域防災計画に定める事項
 - ア 危険物等施設の安全対策
 - イ 学校や研究施設等における危険物等の安全対策
- (3) その他
 - 火薬類製造施設等、高圧ガス製造施設等、毒物劇物保管貯蔵施設等及び有害物質取扱施設等に関する規制事務において、県から権限委譲を受けた事項

5 防災関係機関の役割

- (1) 消防機関
 - 消防機関は、危険物製造施設等に対し、消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するよう、立入検査を実施し指導するとともに、現行基準が適用されない危険物施設についても見直しを図る等現行基準に適合できるよう指導する。
- (2) 第九管区海上保安本部
 - 第九管区海上保安本部は、危険物等積載船舶及び荷役岸壁等からの危険物等の海上流出災害を予防するため、平素からこれら船舶及び岸壁の点検を実施し、必要に応じ指導を行うとともに、訪船等を通じ、船舶乗組員及び荷役関係者等に対し防災意識の普及、啓発を行う。

6 国の役割

国は、放射性物質取扱事業所に対し、災害時における措置を放射線障害予防規程に定める等法令に基づき適正に維持管理するよう指導の徹底を図る。

第2節 危険物等事故災害応急対策

【関係機関】 県（◎防災局、総務部、環境局、福祉保健部、土木部、交通政策局）、県警察（警察本部、警察署等）、市町村、消防本部、北陸地方整備局、第九管区海上保安本部、関東東北産業保安監督部、北陸地方整備局、事業者

1 計画の方針

(1) 基本方針

危険物等の火災、爆発、流出等による事故災害が発生した場合、事業者は初動防災対応を実施すると共に速やかに消防、県警察等関係機関に通報する。通報を受けた関係機関は被害の局限化を図るため、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

(2) 関係機関の活動調整

ア 活動調整

災害現場における初動対応を迅速かつ効果的に実施するため、当該対応を行う関係機関は、相互に連絡の上、活動調整を行う。

イ 合同対策調整会議

事業者、消防、県警察、海上保安機関、行政等の関係防災機関が一体となり、総合的かつ計画的な応急対策を実施するため、必要により現地において合同対策調整会議を開催し、各機関の対応を調整する。会議は県が招集し、国の現地災害対策本部が設置された場合は、その指示に基づき必要な調整を行う。

(3) 各主体の役割

ア 事業者の責務

(ア) 共通事項

事業者は、災害が発生した場合、消防、県警察等関係機関及び隣接事業所に事故状況を通報し、速やかに連絡体制を確保し協力体制を確立する。また、地域住民の安全を図るため、必要に応じ、速やかに発災を広報し、避難誘導等適切な措置を講ずるとともに関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求める。

災害発生時には、ただちに被災者の救助に当たるとともに、あらかじめ定めた自衛消防組織・自衛防災組織の活動要領に基づき自主防災活動を行い、消防機関到着後は消防機関に事故状況や事業所内の危険物等の状況等を報告し、消防機関の防災活動に協力する。

また、災害の拡大を防止するため、関連する施設及び装置等の緊急停止を行うとともに、被災施設及び関連施設を点検し、施設の被害状況及び付近の状況等を十分に考慮し、現況に即した適切な応急措置を講ずる。

また、移送運搬中の事故に対し、移送運搬の責任者と速やかに連絡を取り、関係機関に通報し、必要な措置をとる。

(イ) 個別の応急対策

a 危険物、毒物劇物及び有害物質取扱事業所

事業者は、被災状況に応じ、安全データシート（SDS）、イエローカード

等各種データベースの活用、及び、隣接事業所等の危険物、毒物劇物取扱従事者及び公害防止管理者等の協力を得るなどにより、迅速・適切な対応を図る。

危険物等による災害が発生した場合は、消火剤、オイルフェンス、吸着材、油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。

b 火薬類取扱事業所

事業者は、保管、貯蔵または運搬中の火薬類を安全な場所に移す余裕のある場合は、速やかにこれを行い、見張り人をつけて関係者以外の者の接近を禁止する。

搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水中に沈める。火薬庫にあっては入口、窓等を目塗土で完全に密閉する。木部には防火措置を講ずる等安全な措置を講ずる。

c 高圧ガス取扱事業所

事業者は、巡回、ガス漏えい検知器等による調査点検を行い、被害状況を確認し、災害の拡大防止措置を講ずるとともに、関係機関へ通報、応援依頼等の連絡を行う。

d 放射性物質使用施設等

事業者は、施設の破壊による放射線源の露出、流出等が発生した場合及びその危険がある場合は、その被害の拡大防止に努め、原子力規制委員会、消防署等関係機関への通報を行う。

放射線取扱主任者は、従事者に適切な指示をし、放射線被害の拡大防止に努める。

事業者は、放射線被害を受けた者または受けるおそれのある者がある場合は、速やかに救出し、付近にいる者に対し避難するよう警告する。また、放射線発生装置の電源を遮断し、余裕のあるときは放射性同位元素及び放射性同位元素装備機器を安全な場所に移し、その場所の周辺には、縄を張り、又は標識灯を設け、かつ、見張り人を置き関係者以外の立入りを禁止する。

イ 県民の役割

危険物等による漏えい、火災等の事故の発見者は、速やかに消防機関、海上保安部等に通報する。

ウ 県の役割

県は、危険物等施設の事故状況を把握し、市町村や防災関係機関と情報の共有化を図り、飲料水汚染の可能性がある場合には、水道水取水地区の担当機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置を要請する。必要に応じ、人の健康の保護及び環境保全の観点から、環境調査を実施するとともに、その結果を関係機関に速やかに通報し、防除対策の実施等に資する。

県は、災害の状況、避難の必要性の有無及び応急対策の状況等について関係機関と連絡を密にし、広報車及びチラシ、掲示板等により広報すると共に、ラジオ・テレビ放送及び新聞等報道機関の協力を得て周知を図る。また、地域に有線放送設備、同時通報無線設備、CATV局及びコミュニティーFM局等地域型の放送手段がある場合は、積極的に情報を提供して広報活動の協力を得る関係機関と協力し事故の

情報を県民に広報する。

県は、事故の規模により、広域の応援が必要な場合は、緊急消防援助隊等広域応援を要請する。

エ 消防機関の役割

消防機関は、負傷者の救助、消火活動等防御活動を実施するとともに必要に応じ警戒区域を設定する。

オ 第九管区海上保安本部の役割

第九管区海上保安本部は、危険物積載船に対する移動命令又は航行の制限若しくは禁止を行うとともに、危険物荷役の中止、取りやめ等事故防止のための指導並びに付近船舶等に対する火気使用の制限、退避勧告等を行う。また、危険物等施設で災害が発生し、付近の船舶に危険が及ぶおそれがある場合、第九管区海上保安本部は、船舶用無線及び巡視船艇等により火気使用の禁止、船舶交通の制限又は禁止等を周知する。

カ 市町村の役割

市町村は、災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに付近住民に災害の状況や避難の必要性などの広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。また、被災者の安否情報を確認するとともに、被災者の救護、付近住民等に対する避難指示等の必要な措置を講ずる。

飲料水汚染の可能性がある場合は、直ちに取水制限等の措置を講ずる。対象となる飲料水が市町村所管の専用水道設置者から給水される場合は、専用水道設置者に直ちに連絡し、取水制限等の措置を要請する。

キ 河川や水路の管理者及び港湾管理者の役割

有害物質が河川・水路等の公共用水域に流出し、飲料水汚染の可能性がある場合には、河川や水路の管理者は水道水取水地区の担当機関に直ちに連絡する。

河川や水路の管理者及び港湾管理者は、危険物等が大量に流出した場合、拡散を防止するため、オイルフェンス、むしろ、柵および木材等の応急資機材を展張し、流出範囲を縮小した危険物等を吸引ポンプその他により吸いあげ、又はくみ取るとともに、必要に応じて油吸着材、油処理剤等により処理する。

ク 県警察の役割

県警察は、被災者の安否情報を確認するとともに、被災者の救護、市町村の避難指示等に基づく避難の指示、交通規制等の必要な措置を講ずるものとする。

2 情報の流れ

危険物等事故災害情報

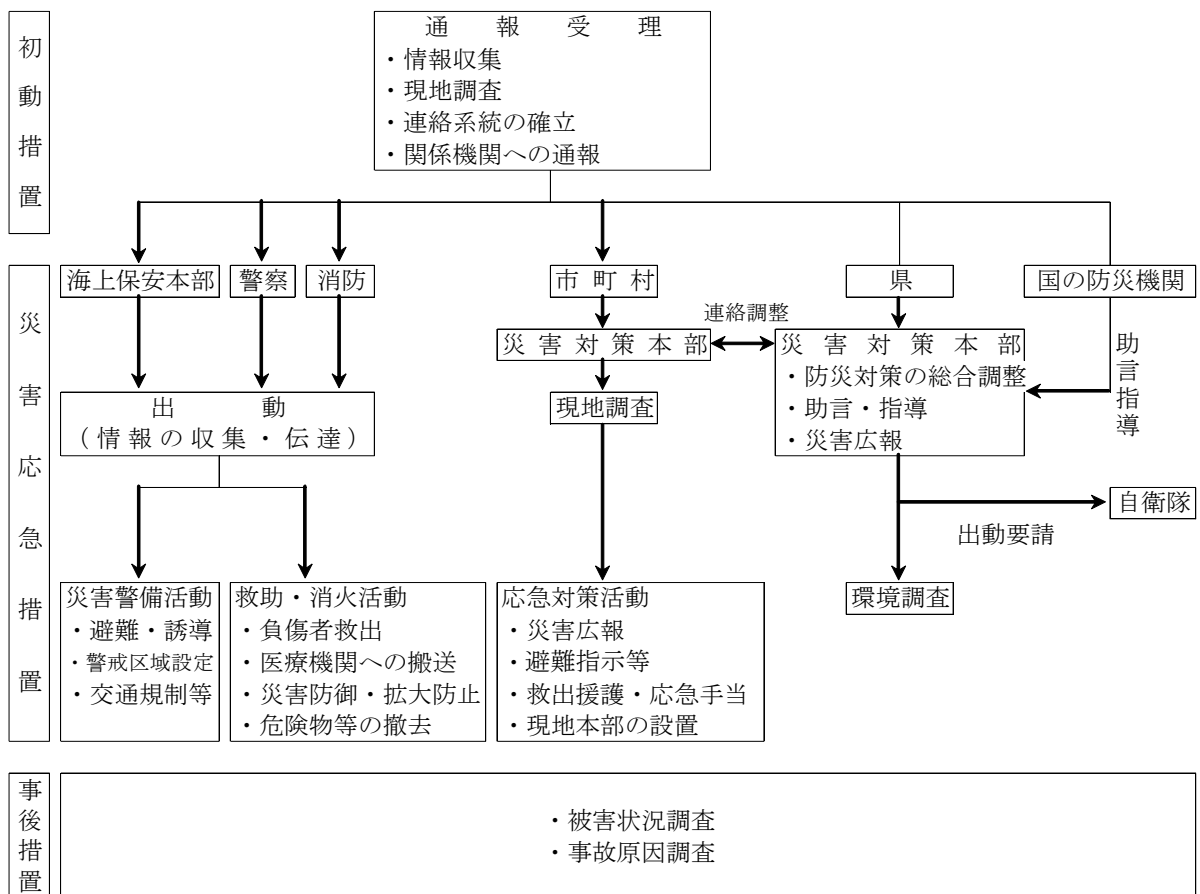
情報発信者→情報受信者		主な情報内容
事故発生事業所	消防等関係機関 近隣事業所	事故の状況（危険物の種類、漏えい・火災等事故の種類と規模、負傷者等の状況、自衛防災活動の状況等）
事故発生事業所 市町村、県警察	周辺住民	事故の状況、避難の必要性や避難先等の避難情報、防災活動の状況

消防機関	市町村、県	事故の状況、避難の必要性、防災活動の状況
市町村 県	報道機関	事故の状況、避難の必要性、防災活動の状況
県	防災関係機関	事故の状況、被害の拡大見込
第九管区海上保安本部	付近船舶	事故の状況、避難・警戒の必要性

災害応急対策情報

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
消防機関	県、市町村	事故災害の鎮圧状況、負傷者等の情報 広域応援要請
県	防災関係機関 市町村	事故の状況及び鎮圧状況
県	消防庁 自衛隊	緊急消防援助隊の派遣等広域応援の要請

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 避難誘導活動

実施主体	対 策	協力依頼先
市町村 警察署	住民の生命、身体に対する危険を防止するため、避難を指示する等速やかに住民の避難誘導を実施する。	消防機関、 災害発生事業所
第九管区海上保安本部	船舶等に対し、船舶用無線及び巡視船艇の拡声器等により避難又は警戒を呼びかける	

(2) 災害の広報

実施主体	対 策	協力依頼先
県 市町村	災害の状況、避難の必要性の有無、鎮圧の見通し	報道機関

(3) 負傷者等の救出救護

実施主体	対 策	協力依頼先
消防機関	負傷者等の救出、医療機関への搬送	災害発生事業所

(4) 情報の収集と伝達

実施主体	対 策	協力依頼先
県 市町村	事故状況を把握し、市町村や防災関係機関と情報の共有化を図る。	県警察、 消防機関

(5) 災害防御と拡大防止

実施主体	対 策	協力依頼先
消防機関 災害発生事業所 第九管区海上保安本部 河川・水路の管理者	消火活動、漏えい危険物等の拡大防止・撤去	近接事業所

(6) 火災警戒区域等の設定

実施主体	対 策	協力依頼先
消防機関 第九管区海上保安本部	火災警戒区域等を設定し、火気の使用を禁止する。必要に応じ、消防活動を確保するため、消防警戒区域を設定する。	

(7) 交通規制

実施主体	対 策	協力依頼先
県警察	住民避難や消火活動等の防災活動に支障をきたさないよう、交通規制等を実施する。	

(8) 緊急消防援助隊等の要請

実施主体	対 策	協力依頼先
県	必要に応じ、緊急消防援助隊等の広域応援を要請する。	

(9) 環境調査

実施主体	対 策	協力依頼先
県	必要に応じ、有害物質等の環境調査を実施し、結果を公表する。	市町村

(10) 水道取水停止措置

実施主体	対 策	協力依頼先
市町村 水道事業者等	必要に応じ水道用の取水を停止する。	

(11) 被害状況調査

実施主体	対 策	協力依頼先
県、市町村、消防機関、第九管区海上保安部、県警察	所管法令に基づき、被害状況を調査する。	

(12) 事故原因調査

実施主体	対 策	協力依頼先
県、消防機関、県警察、第九管区海上保安本部	所管法令に基づき、事故原因を調査する。	

5 市町村地域防災計画に定めるべき事項

- ・ 災害情報の収集・報告
- ・ 災害広報
- ・ 避難指示